

# アンティ・ベラム・南部における奴隷賃貸制について

服部, 哲郎

<https://doi.org/10.15017/2320128>

---

出版情報 : 史淵. 92, pp. 75-95, 1964-01-31. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# アンティ・ベラム・南部における奴隷賃貸制について

服 部 哲 郎

一

最近米国における南部史研究の分野で、アンティ・ベラム南部の奴隷賃貸制に対する関心が昂まつて来ているといえ、誇張になるかも知れない。しかしここ数年來この制度を直接、間接に問題にした幾つかの論文がわれわれの注意を引く。

一九五九年五月 The Journal of Southern History 誌上に発表されたS・S・ブラッドフォードのアンティ・ベラム南部の黒人鉄工労働者に関する研究を始めとして、翌六〇年三月 Mississippi Valley Historical Review 誌に寄せられたC・イートンの同じくアンティ・ベラム南部の奴隷賃貸制に関する研究、<sup>1)</sup>さらにその翌年四月 The Journal of Negro History 誌上に掲載の、これまたアンティ・ベラム南部の繊維工業に関するN・W・プレーヤーの論文、その他昨年五月 Journal of Southern History 誌所載のノース・カロライナ、バーク郡における奴隷制度に関するE・W・ファイファの研究などがこれである。<sup>2)</sup>これらの論文はイートンのものを除いては、いずれもそれぞれ専門の領域についての特殊研究に関連して、いわば副次的に奴隷賃貸制の問題にふれているもので、それだけに問題のとらえ方が局部的であるのは止むを得ないが、反面却つてその局部的な掘り下げの中にこれまでの啓蒙的、一般的な研究には見られない成果も注意されてそれぞれ見逃せない労作である。しかし何といつても最も注目されるのはイートンの論文である。それはこの論文が奴隷賃貸制の

問題をまともに取り上げているという理由からだけでなく、これまでない新しい角度からのアプローチを企図している点が重視されるからだ。これまでの研究は、U・B・フィリップスをはじめL・C・グレイ、F・パンクロフト、最近ではK・スタンブに至るまで、総じて奴隸賃貸制をいわゆる「特殊制度」の一環として、あるいは一部としてながめて来たといつてよい。つまり奴隸賃貸制と奴隸制度とは、拘束労働制度という範疇のなかであくまでも同質的なものとしてとらえられて来た。これに対しイートンは両者の異質性を強調する。奴隸賃貸制はもともと「特殊制度」の中から生れ出たものであるけれども、彼にとつてその本質はむしろ奴隸制に対するその対立性にあつた。それ故に彼は奴隸賃貸制の中に奴隸制そのものの基礎を侵蝕し破壊する分解力 (disintegrating forces) を見出し、労働形態としての奴隸賃貸制を、これまでの奴隸制度における「隷属の絆を緩和する一形態」 (a forum of loosening the bonds of servitude) ないしは「拘束と自由との中間状態」 (an intermediate state between bondage and freedom) とつづつとつた。かくて彼は奴隸賃貸制の発展の彼方に自由労働制を展望しつつ、その論文の副題を「自由への一段階 (a Step toward Freedom)」としたのであつた。こののような意味で創意と示唆に富む彼の論作であるが、同時にその主張には奴隸賃貸制の諸局面に関する個別的な解釈の点でも、またそれらを支えている基本的見解の面でも、かなり検討を要する問題を含んでいるようにおもわれる。以下イートンの見解を中心に、最近の他の研究業績をも参照しつつ、奴隸賃貸制の実態とその本質について若干の考察を試みることにしたい。

## 二

さて、順序としてまずイートンが奴隸賃貸制を自由労働制度への展望をもつ一階梯と見なした幾つかの論拠を以下の四項目に絞り、そのおのおのにつき約説することから始めよう。自由労働制度を拘束労働制度から区別する要因の一つが契

約における自由の有無にあることに鑑み、イートンが最も重視する第一の論拠は奴隷賃貸制の下に於て、賃貸奴隷に自己の雇主を選択する自由を或る程度認める慣行が成立していたということである。アンティ・ベラム南部を通じて一般に賃貸奴隷の契約期間は一月一日に始まりその年のクリスマスに終るのが慣わしであつたので、クリスマススの休暇に入ると、そのあと正月までの一週間前後は雇主にとつても奴隷主にとつても、次年度の契約の取極め又は変更のための重要な時期であつた。そこでこの時期になると店舗は店終いをするし、工場も仕事を止めて、雇主たちは専ら奴隷労働力の新規採用のため奔走しなければならなかつたが、一方新に雇傭されることを希望する奴隷たちもこの間屢々クリスマス用の晴着などを着飾つて街頭に現われ、自ら口頭で自分自身を宣伝し乍ら新しい雇主を求めて歩き廻るのであつた。イートンは、一八五五年スコットランドからやつて来たロバート・ラッセル (Robert Russell) という旅行者がリッチモンドの町で、ある奴隷の馭者が「(本名) アイザック (Isaac)、賃貸奴隷、賃貸料年間一四〇弗、各位」と記した紙片を手にして雇主を探している姿を見かけた例を挙げて、この種の光景に出会うことが南部の町々では珍しいことではなかつたことを示している。しかし雇主に対する奴隷たちの選択権の行使は必ずしもこうした形でだけ行われたわけではなく、例えば彼は、さきの旅行者ロバートがある菜園農家を訪れた際、その家の少女奴隷が家事労働ならいいが農園での仕事は嫌だと云つて農業労働を拒むので、主人がその少女を頻りに賃貸奴隷に出したがつてゐるのを見て興味を感じたという例を引合に出しているが、この場合のように雇主に対する選択の自由というよりむしろ職業に対する選択の自由という形で実質的に本人の意志の自由が貫徹されるということもあつたわけだ。また後述するように、一旦賃貸奴隷として就職しても、どうしてもその雇主が気に入らぬ場合、逃亡という非常手段に訴えて主人の許へ帰つた後、主人と雇主との間の話合で結局奴隷の希望がかなえられるという事例もあつたが、そうした極端な場合もやはり奴隷の選択権が実現されたことには変りなかつた。なお大都市などで賃貸奴隷の雇傭取引がその専門のブローカーであるいわゆる賃貸奴隷周旋業者を通して行われる場合(ち

なみに、工場、店舗などの大口需要は通常この種の専門業者を媒介として行われた)には予め奴隷主から業者に対して雇傭条件に注文をつけるという形で、本人である賃貸奴隷の職種や雇主に關する希望が一応尊重される立前になつてゐた。

次に論拠の第二として指摘しうるのは賃貸奴隷たちが一種のボーナス制の下で、超過労働量に對する報奨金を支給されていたが、この報奨金については各自が自由にこれを消費出来たということである。元來奴隷賃貸制の下では、雇傭契約は正式には奴隷主と雇主との間で結ばれるわけで、従つて契約にもとづいて賃貸奴隷に課せられた所定の労働量に對する報酬は凡て賃貸料として直接奴隷主に支払われることになつてゐた。しかし例えばタバコ工場や伐木場のような事業場では、事業主たちは賃貸料の支払額をなるべく少なくするために契約上の規定労働時間は最低限に抑えておいて、實際には残業や出来高払制などの方法で、労働者たちを實質的に所定労働時間以上に働かせるのが普通であつたから、殆んどの場合賃貸奴隷たちは超勤手当とか報奨金などの形でながしかの現金を支給されてゐたのである。例えばノース・カロライナやヴァージニアのタバコ工場では一日十時間労働制の下で四十五ポンドの生産量が要求されていたが、大部分の奴隷がそれ以上の仕事をして一ヶ月当り最低五弗、大抵の場合二十弗以上の報奨金を受けていたのであつた。なおタバコ工場の賃貸奴隷たちは、その外に毎週工場主から小額ではあるが宿料および食費として若干の特別手当を支給されていたが、イートンによればこの種の給与とこれまで奴隷制度の下では全く考えられもしなかつたものであり、賃貸奴隷たちにとつては正しく「自由の象徴」(an emblem of freedom)とも見られるべきものであつた。

しかもこうした報奨金制度は決してタバコ工場や伐木場だけに限られていたわけではなく製鉄工場をはじめ、製麻工場、製繩工場、製袋工場、さては炭坑や採塩場(salt wells)に至るまで幅広く行われていた。たとえばアンティ・ペラム南部随一の製鉄工場であつたリッチモンドのトレデガー鉄工所(Tredeger Iron Works)では一八五〇年代當時におい

て賃貸奴隷一人当り月間一〇弗ないし一五弗の超勤手当を支給しており、またリッチモンド近郊の炭坑では年間一人当り二弗ないし一四弗の超勤手当を出していたところもあり、さらにケンタッキーやミズリーの製繩工場や製袋工場では生産能率の高い賃貸奴隷に対しては週間二弗ないし三弗の超勤手当を出していたなど支給額は工場によつて色々であつた。<sup>(10)</sup>ところでこのようにして得られた給金は当然賃貸奴隷たちの完全な財産として認められ、彼らの自由な消費にまかされ多くはその場限りの享楽や飲食に浪費されたが、若し彼等に貯蓄心さえあつたならば、そうした給金の蓄積によつてやがては彼等自身の自由を買い取ることも決して単なる夢ではなかつた、とイートンは強調するのである。

第三の論拠は、奴隷賃貸制の下に多くの場合技術を身につけた奴隷自身がその主人から「自分の時間を賃借する」(hire his own time) 特権を認められていたということである。これはつまり奴隷が自分自身の雇主たる地位をも兼ねることを特に認められていたもので、いいかえれば奴隷主がその奴隷を賃貸する場合、そこから当然期待しうる利益(賃貸料)の支払いを、契約によつて奴隷自身に保障させることに依つて、事実上彼の身分上の自由を暫定的に認めたものであつた。こうした特権を認められた職種としては鍛冶屋、靴屋、煉瓦工、大工職、理髪職など広汎にわたる特殊技能職が挙げられるが、これらの職種の職人でこの特権をえた奴隷は、予め主人との間にとり結んだ契約に基いて、その主人が本来収得すべき賃貸料に対する代償として、通常一週又は一月の収人の中からその一定額を週又は月ぎめで主人に支払つてゆくという約束になつていたのである。<sup>(11)</sup>たとえばイートンは一八二〇年にアメリカを訪れたイギリスの旅行者アダム・ホヂンソン(Adam Hodgson)が Baltimore の町で日給七五仙(賄付)をえている奴隷たちがその主人から自分の時間を賃借している代償として毎週約二弗ずつ主人に支払つているのを見かけた例を挙げている。(ちなみにこの種の特権についてはバンクロフトも White and Black under the Old Regime, (1899)の著者 V・V・クレイトン夫人の手記から「大柄な黒人老女——エヴァ(Eva)おばさん——のことを私は忘れることが出来ない。彼女は月ぎめの保母として町のあちこちの

奥さん連中の手伝いをしながら、毎月相当な額のお金を私の母親に支払っていたが、彼女はそのことを「自分の時間の賃借り」と呼んでいた」という記事を引用しているが、これはとりたてて、技術という程のものを持ち合せない女奴隷の一例として興味深い。

なおこの種の特権を認める慣行については、周知の通りそれが奴隷制へ及ぼす悪影響を憂えた南部諸州当局の手によつて、とくに一八三〇年以降の奴隷制廃止運動のより上りの中で、法的に禁止されたが、この点につきイートンはアンティ・ベラム期を通じてこの種の禁止法の適用が実際には屢々回避されたことを指摘、かくてこの種の慣行はある程度の制約の下においてではあれ、事実上行われていたことを強調する。<sup>(15)</sup>

最後に第四の論拠として指摘されることは、奴隷賃貸制が基本的に人道主義に支えられていたということである。イートンはとりわけ賃貸奴隷の取引面をめぐつて奴隷主と賃貸奴隷との間に展開されたヒューマニスティックな人間関係を、いわゆるレーウイス・ヒル文書 (Lewis Hill Papers) によつて実証しようとする。レーウイス・ヒルはその弟ロバートと共にアンティ・ベラム期におけるリッチモンド有数の賃貸奴隷取引専門のブローカーの一人であつたが、奴隷の賃貸について彼と取引関係を持つた多くのプランターたちが彼に寄せた書簡は、イートンによれば「たしかに奴隷を人間として認め、奴隷たちに対する人間味あふれる言葉にみちみちたもの」であり、たとえばそのあるものは賃貸する奴隷たちの健康を憂えて、その就くべき仕事の激しからざらんことを願い、あるものはその奴隷たちが不健康な土地へ送られないよう求め、あるいは年間たとえ一回でも二回でも奴隷たちがその家族と会う機会を与えられんことを乞い、総じて何よりも先ず雇主が善良な人物であることを最も切望したのであつた。そしてそれらには敢て賃貸料の低廉をさえいとわぬと申し添えたものさえあつた。<sup>(16)</sup>しかしここで注意されねばならぬことは、黒人の賃貸奴隷に対する人間的態度は、決して単に安易な恩情主義一遍倒のものではなかつたということである。何となれば奴隷主は屢々怠情な、強情な、或いは不正直な

——要するに自分の手に負えない奴隷たちを再教育するための道場として賃貸制を利用しようとしたことが同じヒル文書によつて示されているからである。<sup>17</sup> 勿論イートンとしては、奴隷賃貸制におけるこのような教育的側面をも含めて、この制度のヒューマニスティックな本質を見ようとしているわけで、むしろ彼としてはそうした面にかえつてこの制度のもつ積極的な意義をもみとめていることは「いくたの弊害はあつたにしろ奴隷賃貸制は屢々、奴隷労働の質を向上させる一つの（労働）形態であつた」といつているその言葉の中にも窺われる。<sup>18</sup>

しかしそのことはむしろ彼があらゆる場合に奴隷再教育の場として賃貸制の有効性を確信していたということではない。何となれば、奴隷賃貸制がその比較的自由な生活環境の下で賃貸奴隷たちに齊らしたものは、むしろ黒人奴隷たちのかつての純朴さの喪失⇒都市的悪習への感染であり、道徳心の弛緩でさえあつたことは、これまでも屢々指摘されてきたところであるし、<sup>19</sup> 又イートン自身この論文の中で認めているところだからである。<sup>20</sup> しかしそれにも拘らず時の経過と共に、益々多くの奴隷たちがよかれあしかれこの奴隷賃貸制の下で自由化の道を辿つていつたこと自体は、それまで奴隷制度を支えて来た厳しい紀律をたとえ徐々とはあれ着実に緩和させていつたということ、結局そこにこの奴隷賃貸制の自由への展望をイートンは認めようとするのである。

### 三

以上イートンが奴隷賃貸制と自由労働制への展望をもつ過渡的労働形態と見做した諸論拠を一応明らかにしたつもりであるが、ここにもう一つ彼の奴隷賃貸制論の理解に資するため附け加えておきたいことは、奴隷賃貸制と奴隷制度との関係に関する彼の基本的見解についてである。さきになたくしはイートンの奴隷賃貸制に対する問題の取り上げ方の新しさを指摘したが、その新しさも実はこの点にかかわるものである。彼によれば、もともと奴隷賃貸制は黒人奴隷制度の内部



矛盾から生れ出たものであつた。すなわち、いわゆる「特殊制度の經濟状態は一八六〇年現在においてこれまでになく強氣に見えたけれども…実はその背後において二十年に亘り除々と、しかも微妙な絶え間のないこの制度の根本的な侵蝕作用が行われていた」のであつて、その結果南部の土地は荒廢し、經營は行詰り、とりわけ「タイド・ウォーター (Tide-water) 地帯の古いプランテーションでは過剩奴隸をもてあますに至つた」のである。そこでこの地帯の農業構造にも自ら変化を生じ、「そこではステイブル農業から一般農業および市場向菜園農業への転換が見られ、それが一つの集結された形での奴隸労働力の必要性を減殺し、收穫期や播種期などに限つて奴隸を短期間雇傭する傾向を誘導するに至つた。」かくて「ヴァージニアは賃貸奴隸が最も幅広く農業に使用される州」となつたが、一方都市でも工業の発達と共にその労働力を古いプランテーションの過剩奴隸に求めるようになり、「都市と工業の発達に基因する經濟生活の変容は、ここでも労働力供給上大きな融通性をもつこの制度(奴隸賃貸)を拡大させることとなつた。とりわけ鉄道の建設や公共事業の急速な発達に賃貸奴隸の使用に格好の場を提供した。かくて各種製造工業や鋳業、輸送業——これらはすべて賃貸奴隸労働力を使用していた——は当時極く僅かな収益しかなかつたにも拘らず着実な発達の道を辿つた」のである。さてこのようにして賃貸奴隸制が一旦南部の奴隸制經濟機構の中にその地歩を確立すると、こんどは翻つて奴隸制度そのものにも大きな影響を与えないではおかず、而もその影響はそれ自身の拡大発展とともに益々大きなものとなつていつた。奴隸制度を支える紀律の緩和とその発展がすなわちそれであつた。つまり賃貸奴隸制は「賃貸奴隸に、より大きな自由とより高い社会的地位を与えることによつて、かかる結果(すなわち、紀律の緩和とその発展)に貢献した」のである。之を要するに黒人奴隸制度はみずからのいわば落し子であつた奴隸賃貸制によつて、それ自体崩解の途を辿ることを余儀なくせしめられたというのが、イートンのアンティ・ベラム奴隸制史觀の根本理念であつた。

ところでこのような彼の奴隸制史觀は、これまでの南部史家、特に奴隸制史の専門家たちのそれとは全く対照的な立場

に立つものであることが注意されねばならない。何となれば彼等の殆んどはアンティ・ベラムにおける南部奴隷制度に関する限り、いかなる質的変化の発生をも認めなかつたからである。例えばK・スタンプはその著 Peculiar System の中で次のように述べている。「一八三〇年までに奴隷制度は堡壘で固められた制度の硬直さを帯びるに至つていた。それはかつて植民地時代にもつていたような柔軟性——自らその形を変える能力——を失つてしまつていた。奴隷制度は結晶作用を起し、その形態は固定化してしまつていた。この特殊制度は一八六〇年になつても三十年前のそれと殆んど全く同じであつた。かりに若し何か變つたところがあつたとしても、それはアンティ・ベラム期において拘束のくさがりが強められこそすれ、決して弱められはしなかつたといふことである」<sup>(22)</sup>。しかしイトンはかかる奴隷制史觀を批判して「若干の研究者たちにとつては南部の奴隷制度は一八三〇年から一八六〇年に至る間は変化のなかつた制度と考えられているようだ。然しそのような見解は奴隷賃貸制が Upper South や都市に与えた重大なる変化を無視するものである」<sup>(23)</sup>と云い、奴隷制度をあくまでも変化と発展の相に於てとらえる基本的立場を明かにしているのである。

#### 四

さて以上のようなイトンの主張は、奴隷賃貸制を南部黒人奴隷制解体への要因の一つとして再評価することによつて、いわば南部の近代化過程における奴隷賃貸制の積極的な役割を示唆しようとするものとして、興味深く注意される。しかしその反面彼の見解には、問題の取り上げ方にも、又挙げられた論拠そのものにも決して疑問がないわけではなく、以下それらの疑問の点を指摘しつつ、併せていささかの私見を加えたいとおもう。

まずその第一は、一体アンティ・ベラム南部に於て、たとえば賃貸奴隷制の最盛期と見られる南北戦争前夜の時期に於て、賃貸奴隷は一般奴隷に対してどれ程の人口比を占めていたのであろうか、という疑問である。この点について信頼し

うる数字がえられないのは遺憾であるが、仮りにバンクロフトが全南部について一八五〇年代における賃貸奴隷の年間平均雇傭総数として推定した最低六〇、〇〇〇という数字をとりあげるとして、之を一八六〇年のセンサスが示す全南部の黒人奴隷人口三、九五三、七六〇に對比して見るとその比率は僅か一・五%にすぎないことになる。勿論この数字から直ちに賃貸奴隷制の鼎の軽重を問うことは出来ないであろう。賃貸奴隷制の展開は地域的にとくに Upper South と都市に偏向して現われたことが注意されるからである。そこで次に奴隷賃貸制が最も発達した地域と見られるヴァージニアについて、同じくバンクロフトによる賃貸奴隷推定人口一五、〇〇〇とセンサスによる奴隷人口四九〇、八六五とを對比すると三%という数字がえられる。ところでイートンは一八六〇年のセンサスの基礎資料となつた記録や報告から、一層限定された若干の地域社会について、賃貸奴隷と奴隷との人口比を示している。例えばヴァージニアでは Accomack 郡の約一〇% Albemarle 郡の五%弱 Cumberland 郡の約六%、ノース・カロライナでは Perbumans 郡の約七%、Iredell 郡の約〇・一%、メリーランドでは Anne Arundel 郡の約一・五%、一方都市については、テネシーの Nashville では全八区のうちその四区に於て二五% (他の四区は不詳)、ケンタッキーの Louisville では全八区のうちその七区で一六% (他の一区は不詳)、また Lington では七%、おまに Baltimore では全二〇区のうち半分の一〇区で八% (他一〇区不詳)、ヴァージニアでは Cambell 郡の Lynchburg で五〇%という数字を挙げている。このうち Lynchburg がとび抜けて高率なのが注目されるが、これは当時南部でも有名なタバコ工業の栄えた町で、そこには賃貸奴隷がタバコ工として集中していたという特殊事情によるものであつた。なお都市については Savannah, Mobile, New Orleans, Natchey, Charleston, Montgomery など当時有数な主要都市に関する資料が全く欠けていることが残念であるが、何れにしてもこれらの比率を通過して、さきのヴァージニアや全南部についての比率と比較検討するとき、少くともこれらの数字の上からは、賃貸奴隷の南部奴隷制社会に対する影響力が極めて局限された範囲のものであつた点は認めざるをえない所であらう。

う。

また同じ考え方から賃貸奴隷の雇主に對する撰択權や、自己時間の賃借權などの特權についても、一体この種の特權を行使出来たものが、賃貸奴隷のうち果してどれ程の大きさを占めていたかという疑問があることである。この点についてはバンクロフトによると、実は、この種の選択權の自由を認められた奴隷には、その持主である奴隷主が、(一)概ね都市の住人で、(二)せいぜい二、三人以下の過剩奴隷を所有し、(三)しかも雇主を見付けるのに広告や周旋業者などに頼らない奴隷主であつたなどの条件がつけられており、しかも(四)そういう主人から賃貸奴隷たる本人がまず信用されていたということがもう一つの要件であつたのである。そうなると、實際に右のような特權を行使しえたものは全体の賃貸奴隷の中で、非常に限定された數にすぎなかつたと見なければなるまい。若しそうだとすれば雇主に對する選択の自由という特權が、奴隷賃貸制を性格づける要因として、果してどれ程の意味をもちえたかという疑問にも当面せざるを得ないであろう。又自己時間の賃借權にしても、例えばイトトン自身が例示しているようにイギリスの旅行者ホヂソンが Savannah の町を訪れたとき、多数の賃貸奴隷たちが、その賃銀を規程通りに支払うことが出来なくて、町の牢獄にぶちこまれていたと記しているのを見て<sup>(26)</sup>も、こうした特權が決して安易に個々の奴隷に許されていたわけではなくて、あくまでも厳しい法的監視の中で認められていた權利にすぎなかつたことが窺われるのである。それにしてもこの種の疑問はイトトンの見解にとつて必ずしも致命的なものではありえないであろう。

然し、各種の特權を認められていた賃貸奴隷にとつて、それらの特權が實際にどのような効果を齎らしていたか、い換えれば賃貸奴隷の特權が果してどの程度に実現されていたかということになると、これは奴隷賃貸制の本質にもかかわる重要な問題であるとおもわれる。この点に関して S・S・ブラッドフォードの、アンティ・ベラムに於ける鉄工賃貸奴隷の労働状態に関する最近の研究は、特に注目される業績といえよう。もともと鉄工業は賃貸奴隷の職域としては、南

部の諸産業の中でも非常に重要な部門であつたが、ブラッドフォードによれば、賃貸奴隷の大部分は専ら採鉱作業 (mining) と製炭用材の切出作業 (wood-chopping) に、つまり非熟練工として使用されていた。いうまでもなく当時の製鉄所は、凡て鉱産地に即して建設され、小規模ながらも鉱業をも兼ねたいわば一貫作業を行うのが普通で、多くの製鉄所は多数の豎坑を掘つて直接採鉱し乍ら製鉄作業を行つていたわけである。ところでその採鉱方法たるや全く原始的なもので、例えば数十呎もの狭く深い一つの豎穴から一日当り僅か数人の労働力で十数貨車もの鉱石を掘り上げる作業は、賃貸奴隷たちにとつては仲々容易ならぬ重労働であつた。

一方この鉱石を溶解するために消費される木炭の量は実に尠大なもので、例えば六〇〇トンの鉄を生産していたコトパクシー (Cotopaxi) 製鉄所 (一八五四年廃業) では、鉄鉄一トン当りの生産に二〇〇ブッシェルもの木炭を消費した。従つて工場主は木炭用材の切出作業には、特にベタランの白人監督をつけ、各労働者には過酷な管による威嚇の下でノルマを強制したので之亦恐るべき苦役であつた。もつとも若干の有能な賃貸奴隷は技能部門での労働を許されることもあつたが、彼等としてその部門の閑暇な時は屢々非熟練部門に回されたし、ましてや彼等が一人前の熟練工にまで昇格するのは容易でなく、たとえば鍛冶工の助手として五年間働いた有能な賃貸奴隷でも、一人前の熟練工とは認められないという案配であつた。いうまでもなくそこには人種の差別から来る重圧が強く働いていたのである。そういうわけで鉄工業部門では、他の職域で熟練工たる賃貸奴隷に本来認められていた各種の特権に浴することも実際には非常に困難であつたようである。

その上鉄工業部門での賃貸奴隷に対する待遇も劣悪を極め、普通の場合契約の上では雇主は年間賃貸奴隷一人当り夏服二着、冬服一着、短靴およびソックス各一足、帽子一ヶおよび毛布一枚を支給すべきことが規定されていたが、そんな規定は多くの場合無視されたようである。例えば一八三二年ある鉄工場では、その賃貸奴隷たちは帳簿の上ではシャツ二

枚、ズボン三枚、上着一着、短靴四足、毛布一枚、帽子一ヶを支給されることになつていたにも拘らず、実際には僅かに夏服および冬服一着、短靴三足、帽子一ヶ、毛布一枚しか支給されておらず、これは一般のプランテーション奴隷が受ける給与にも劣るものであつた。従つてひどい工場では賃貸奴隷が夏の真盛りに、靴も履かないで仕事に従事することさえ屢々で、そのため工場内では賃貸奴隷たちによる衣類の窃盗事件が頻発する有様であつたが、そういう悪事をしないものは結局衣類を入手するために折角貰つたボーナスをつぎこむより外なかつたのである。なおこうした賃貸奴隷の窮状は給食の面でも概ね同断であつた。<sup>29)</sup>

また鉄工業では、賃貸奴隷が病気や負傷をした場合、契約の上ではその治療のために生じる一切の損失は凡て之を雇主が負担する立前になつていたが、実際には契約通り履行されたためしはなく、それらの損料は結局奴隷主へ支払われる賃料から差引かれるという慣行が出来上つていたので、自然雇主は賃貸奴隷に対する健康管理に対しても無責任となり、そうした面からも雇主の賃貸奴隷に対する酷使は一段と激化されるのであつた。<sup>30)</sup>

イートンはバックナー家文書 (Buckner Family Papers) (ケンタッキー大学図書館所蔵) に出て来るレッド・リヴァー鉄工場 (Red Revir Iron Works) (ケンタッキー) の多数の奴隷賃貸契約書の中からその典型的な一つを挙げて、鉄工業主が賃貸奴隷を人道的立場から所遇する旨明記しているのを例示しているが、<sup>31)</sup> 鉄工賃貸奴隷たちが屢々酷使に堪えかねて、殆んど成功の見込みのない、しかも見つかつた時は恐るべき体罰を受けねばならなかつたにも拘らず、逃亡を企てた事実<sup>32)</sup>はやはりそうした契約が必ずしも履行されなかつたことを物語るものであろう。

鉄工賃貸奴隷に見られるこのような労働状態を一般化することは無論危険であるが、就中炭坑や鉄道工事、運河工事等の労働状態も、屢々右に優るとも劣らぬ苛酷さであつたようで、とくに炭坑賃貸奴隷のみじめさは黒人奴隷の仲間からさえも「炭坑クロ」(coalpit nigger) などという綽名でさげすまれ、奴隷の中でも最も下積みのもとと見なされていた程

であつた。<sup>(33)</sup>

之を要するに奴隷主と雇主との間にとり結ばれた契約書が、如何に人道主義的な美辭麗句に充ちていようと、又幾つの特権と自由を賃貸奴隷たちに約束していたとしても、彼等の直面した労働の現実が、屢々それらの一切を全く無意味ならしめるようなものであつたという事実は、やはりイトンの論拠そのものにかかりの疑惑をなげかけるものといわねばならぬ。

## 五

さて最後にいま一つの疑問を取り上げたい。それはアンティ・ベラム期を通じて奴隷賃貸制の一般的發展が見られたなかで、とくに綿工業部門の賃貸奴隷たちが、おおむね一八三〇年代の末以降次第にその職域から追われて、終に南北戦争の前夜までに殆んどその姿を消すに至つたという顕著な事実のうちに見出されるものである。すなわち南部では一八二〇年代の後半期とくに二七、八年以後、いわゆる旧南部イールド・サウスを中心さまき起つた綿製品工場の建設ブームの中で、多くの黒人奴隷たちを工場労働力としてこれらの工場に導入し、以て南部綿工業發展の基礎を築いたが、その後三〇年代の末頃から次第に白人労働力を以て賃貸奴隷に代替する傾向が現われ始め、しかもその傾向は時の経過と共に愈々顕著となり、結局五〇年代の末までに殆んど賃貸奴隷たちが棉工業部門の職域から没し去るに至つたのである。奴隷賃貸制の一般的拡大の趨勢のなかで特に注意を引くこのような現象が一体どうして起つたか。この問題についてN・プレイヤーはその原因を、当時南部が経験しつつあつた政治的、社会的緊張、なかなしく人種関係における心理的不安のうちに見出して、次のように説明する。すなわち一八三〇年代の初頭以来南部社会ではW・L・ギャリソン (William Lloyd Garrison) を先頭とするアポリシヨニストたちの活動が、直接・間接奴隷制度に依存する南部人たちをひどく刺戟しつつあつたが、とりわけ一八

三一年ナット・ターナー(Nat Turner)による奴隷暴動が与えた社会的衝撃は大きく、南部人たちはかつてない不安と緊張の渦中に投げ込まれた。そしてこのような社会不安はやがて南部社会にいわゆる「棉花のカーテン」を降し、奴隷制的秩序をおびやかす一切のものをその内部から交除しようとする社会的、政治的勢力として凝集されてゆくが、棉工業部門における賃貸奴隷から白人労働者への労働力の代替現象も、そうした南部社会の一般的動向を背景として実現されたものである、と。<sup>(35)</sup>(なお彼は賃貸奴隷に代つて棉工業部門の職域に進出した白人労働者の大部分が南部のいわゆるプアー・ホワイトであつたことに鑑み、かかる労働力交替のもう一つの要因を、ジャクソニアン・デモクラシー期に於ける彼等の社会的、政治的勢力の増大に求めていることを附記しておく。<sup>(36)</sup>さてこのようなプライアの見解に対してわたくしはことさら異論をさしはさむ積りはないが、少くともより基本的な要因としては、むしろ三〇年代前半期における南部プランテーション経済の好況に注目したい。すなわち南部農業は二〇年代を通じて不況にあえぎ、とくに二六年以降棉花は封度当り僅かに八セント乃至九セントの安値を上下、それに伴つてプランテーション奴隷の市場価格もせいぜい六〇〇弗から九〇〇弗を低迷する有様であつたが、三一年漸く棉花の価格がはじめて本格的に一〇セントの壁を破ると、以後急騰をつづけて三四年にはついに十五セントを突破、プランテーション経済は俄然活況をとり戻すに至つた。その結果プランテーションにおける奴隷労働力に対する需要も急テンポで上昇、奴隷の市場価格は三四年には一、〇〇〇弗を越え、さらに三六年には一、二五〇弗の高値を呼ぶに至つた。<sup>(36)</sup>こうした好景気の中で、都市や工場へ年期契約の賃貸奴隷を派出していたプランターたちが、競つてそれらの労働力を今や一層有利な自家所有のプランテーションで活用すべく回収に努めたことは自然の経済法則であり、私見を以てすれば、むしろ綿工場におけるプアー・ホワイトの進出も基本的にはこのようなプランテーション経済の動きに支えられてこそ可能であつたといえるのではないか。しかしこのようなプランテーション経営と棉工業部門における賃貸奴隷との関係は、もともとアンティ・ベラム期のこの時期に限つて現われた現象ではなく、そも



そも綿工業部門に多くの黒人奴隷が賃貸奴隷として入りこんだ時期にも、また後に綿工業部門から黒人奴隷が殆んどその姿を消すに至つた五〇年代の時期にもひとしく同様な相関々係が認められることを強調したのである。すなわち前にも触れたように南部では二〇年代の後半、とくに二七、八年の頃になると、ヴァージニアを始めノース・カロライナ、ジョージア、サウス・カロライナなど旧南部大西洋沿岸諸州では、工業労働力としての黒人奴隷の有効性に関する論議を州議會の問題として正式にとり上げ、プランテーションにおける余剰奴隷労働力を綿工業に利用する方策を州として考え始めたのをはじめ、当時有力な各地方新聞が挙つて、綿工業部門における奴隷労働力使用の有利性や有効性を、各種の実験例を挙げて実証、喧伝した結果これらの諸州には奴隷労働力に依存する綿製品工場建設の気運がもり上り、例えばヴァージニアでは一八二八年から三二年の間に一七の綿工場が新設され、またジョージアでは一八四〇年までに一九の綿工場が建設された外、南北カロライナやテネシーはもとより、アラバマ、ミシシッピなどいわゆる深南部諸州に至るまで幾多の綿工場がつくられ、それらの大部分に黒人奴隷が賃貸労働者として導入されることになつたが、実はそのような動きの背後にはすでに見たような当時のプランテーション經濟の深刻な不況がひかえていたのであつた。

また五〇年代には外国棉花市況の活発化とそれに伴う棉花価格の上昇によつて、プランテーション經濟は三七年以来の久しい不況から漸く脱出、とくにこの時期における対英棉花輸出量の飛躍的増大は、プランテーションの棉花生産を大いに刺戟したので、三七年以降四九年までの平均年間生産量一七六万ベイルに対し、五十年代のそれは優に三〇〇万ベイルを突破するに至つた。かくてプランターたちが争つて棉花栽培のための労働力確保のために賃貸奴隷の引きあげにのり出したのは当然で、例えば一八一七年以来の長い歴史を誇るノース・カロライナのロッキー・マウント (Rocky Mount) 工場を始め、三〇年代前半の好況期に相次いで創業した同じくノース・カロライナのマウント・ヘクラ (Mt. Hecla) 工場、サウス・カロライナのサリーユダ (Saluda) 工場、同じくマーボロ (Marboro) 工場など、これまで専ら賃貸奴隷

労働力によつて賄い通して来た先駆的諸工場も、ついにプランテーションからの奴隷労働力供給の道を断たれて、おおよね五十年を堺に相前後してその労働力を白人労働者に切り替へるに至つたのである。<sup>(41)</sup> なおこの時期には原料たる棉花の値上りと北部の綿工業との競争のために、南部の綿工場の中にはひどい傷手をこうむつて倒産するものが相次いだ<sup>(42)</sup>が、この面からも綿工場はその手持ちの賃貸奴隷を手放すことを余儀なくされたのであつた。

このようにアンティ・ベラム期を通じて、プランテーション経営の消長と綿工業部門で使用された賃貸奴隷との間に認められる一種の相関々係に注意することは、この時期における奴隷賃貸制の本質の理解にとつて基本的に重要であるともわれる。何となれば賃貸奴隷たちは、プランテーション経営が不振のときはその経営の外へ出て外部からプランテーション経営を助け、プランテーション経営が活発化すると再び経営内に戻つて経営を内部から支える、そういう類いの労働力であつたということ、正にそここそ奴隷制度のもとで賃貸奴隷が負わされていた経済的役割の本質があつたと認められるからである。そしてそういう奴隷を媒介として成立した経済的相関々係こそ、外ならぬプランテーション奴隷制度と奴隷賃貸制と結ぶ基本的な関係であつた。とすればアンティ・ベラム末期の綿工業以外の職域に於て、綿工業部門に認められたような著しい奴隷賃貸制の後退が必ずしも見られなかつた理由は何か。私見によれば恐らく綿工業以外の職域、たとえば鉄工業、鉄道工事、伐木場などの職場にあつては、(一)労働そのものが非常に過重であつたうえ、当該職業に対する社会の一般的評価も低かつたため、白人労働者による代替が事実上容易でなかつたこと、(二)それだけにまた賃貸奴隷の雇主から奴隷主へ支払われる賃貸料も割高であつたこと<sup>(43)</sup>などが、その主たる要因であつたと解せられる。

## 六

さて以上によつて明らかなように、奴隷賃貸制は、イートンが指摘しているように、もともとプランテーション奴隷制度と対立し、それをうちよすような関係に立つていたものではなくて、むしろプランテーション奴隷制度と基本的に同じ一

つの経済的基盤の上に立ち、同じ経済機構のうちに属するものとして、奴隷制度を機能的に補充する役割を果たしていたと見るべきではなからうか。つまりイートンが強調するように、奴隷賃貸の慣行には、たしかに奴隷制度の規律の厳しさをうち破るような自由化の傾向を孕んでいたとしても、またそういう傾向がある程度の発展をさえ見せたとしても、所詮そういう傾向はあくまでも奴隷制経済機構の枠内のことにすぎなかつたのであつて、そのことはさきの綿工業部門における奴隷賃貸制の衰退現象の中にもはつきりと認められたところである。それにプランテーション経営内部の奴隷たちにも実は賃貸奴隷が享受したような自由や権利が全くなかつたわけではなく、たとえばクリスマス等の時期などに奴隷が報奨の意味で金品を支給されたり、非常にまれにしか実現されなかつたとはいへ、奴隷が自分で自分の自由を買ひとることさえ全く不可能なことではなかつたのである。<sup>(4)</sup> もつとも奴隷賃貸制の下で認められた自由と権利は、たしかにプランテーション奴隷のそれに比べればはるかに拡大され、高められたものであつたに違いないが、いづれの場合もそれらの自由や権利に法の裏付けがなかつたという点は勿論、究局に於て奴隷主の恣意に与奪の権が委ねられていたという点でも、両者の間に本質的な差違はなかつたと見るべきであらう。その意味でイートンが奴隷賃貸制における自由と権利の中に奴隷制度を解体へ導く分解力を見出したことはもとより、賃貸奴隷制を近代的自由への一階梯としてとらえようとする考え方にも俄かに賛同し難いものを感じる。ただ併しアンティ・ベラム期を通じて、黒人奴隷が賃貸制という回廊を通つて都市や工場へ踊り出て、南部工業化の作業に参加した事実はそれなりに評価されうであらうし、またアンティ・ベラム期における賃貸奴隷制の展開という一つの著しい歴史現象をとらえて、この時期の奴隷制度そのものの発展過程を再検討しようとするイートンの意図は注目されてよいであらう。

)

- ① S. Sydney Bradford, "The Negro Ironworker in Ante Bellum Virginia," *The Journal of Southern History*, XXXV (May 1959), Clement Eaton, "Slave Hiring in the Upper South: A Step Toward Freedom," *Mississippi Valley Historical Review*, XLVI (March 1960), Norris W. Preyer; "The Historian, the Slave, and the Ante-Bellum Textile Industry," *The Journal of Negro History*, XLIV (April, 1961), Edward W. Phifer, "Slavery in Microcosm; Burke County, North Carolina," *The Journal of Southern History*, XXXVIII (May, 1962).
- ② Ulrich Bonnell Phillips, *American Negro Slavery*, (1918), *Ch. X, Idem, Life and Labor in the Old South*, (1929), *passim*, Lewis Cecil Gray, *History of Agriculture in the Southern United States to 1860, Vol. I*, (1932), *passim*, Frederic Bancroft, *Slave Trading in the Old South*, (1931) *Ch. VII*, Kenneth M. Stampp, *The Peculiar Institution: Slavery in the Ante-Bellum South*, (1956), *passim*.
- ③ Bancroft, p. 152-153.
- ④ Eaton, p. 669.
- ⑤ *Ibid.*, p. 669.
- ⑥ *Ibid.*, p. 666.
- ⑦ Bancroft, p. 163.
- ⑧ Eaton, p. 669.
- ⑨ *Ibid.*, pp. 670-671.
- ⑩ *Ibid.*, p. 699.
- ⑪ Bancroft, p. 162.
- ⑫ Eaton, p. 672
- ⑬ Bancroft, p. 163.
- ⑭ Eaton, p. 672.
- ⑮ *Ibid.*, p. 665.
- ⑯ *Ibid.*, pp. 666-667.
- ⑰ *Ibid.*, p. 669.
- ⑱ Gray, p. 566, Bancroft p. 163.
- ⑲ Eaton, p. 678.
- ⑳ *Ibid.*, pp. 633-677.
- ㉑ Stampp, p. 28.
- ㉒ Eaton, p. 677.
- ㉓ Bancroft, p. 405.
- ㉔ John Hope Franklin, *From Slavery to Freedom*, 1947, p. 185.
- ㉕ Eaton, pp. 673-674.
- ㉖ Bancroft, p. 152.
- ㉗ Eaton, p. 672.
- ㉘ Bradford, pp. 198-202, Eaton, p. 670.
- ㉙ Bradford, p. 203.

- ①① Eaton, p. 671.  
 ①② Bradford, p. 204.  
 ①③ Bancroft, p. 154, 159.  
 ①④ Preyer, p. 78.  
 ①⑤ Ibid., p. 79.  
 ①⑥ Alfred. H. Conrad and John R. Meyer, "The Economics of Slavery in the Ante Bellum South," *The Journal of Political Economy*, LXVI, (April, 1958), p. 117, Gray, Vol. 2, p. 1027.

棉花および奴隷の価格  
(1820~1836)

年代	棉	花	農場奴隷
	一	封度	一人
	当り	当り	当り
	弗	弗	弗
1820	.152		970
1821	.174		810
1822	.115		700
1823	.145		670
1824	.179		700
1825	.119		800
1826	.093		840
1827	.097		770
1828	.098		770
1829	.089		770
1830	.084		810
1831	.090		860
1832	.100		900
1833	.112		960
1834	.155		1,000
1835	.152		1,150
1836	.133		1,250

- ①⑦ Preyer, p. 71.  
 ①⑧ Ibid., p. 72.  
 ①⑨ Ibid., p. 73.  
 ①⑩ Conrad and Meyer, p. 117, Gray, p. 1027.

棉花および奴隷の価格  
(1837~1859)

年代	棉	花	農場奴隷
	一	封度	一人
	当り	当り	当り
	弗	弗	弗
1837	.090		1,300
1838	.124		1,220
1839	.079		1,240
1840	.091		1,020
1841	.078		870
1842	.057		750
1843	.075		700
1844	.055		700
1845	.068		700
1846	.099		750
1847	.070		850
1848	.058		950
1849	.108		1,030
1850	.117		1,100
1851	.074		1,150
1852	.091		1,200
1853	.088		1,250
1854	.084		1,310
1855	.091		1,350
1856	.124		1,420
1857	.112		1,490
1858	.115		1,580
1859	.108		1,690

棉花生産量 (1839~1859)

年代	生産量(ペイル)
1837	1,426,891
1838	1,091,838
1839	1,651,995
1840	1,346,232
1841	1,396,821
1842	2,033,354
1843	1,748,231
1844	2,076,737
1845	1,804,223
1846	1,602,087
1847	2,126,208
1848	2,612,299
1849	2,064,028
1850	2,133,851
1851	2,796,365
1852	3,127,067
1853	2,763,304
1854	2,705,252
1855	3,217,417
1856	2,870,678
1857	3,008,869
1858	3,754,346
1859	4,541,285

- ①⑪ Preyer, p. 74, Eaton 676.  
 ①⑫ Preyer, p. 80.

賃貸価格は職種の別だけでなく、時と場所によつてかなり大きな開きがあつたので一概にはいえないが、一八五〇年代の賃貸価格は大体奴隷の市場価格の一〇%乃至三〇%といつた見当で、職種別にはば家事使用人、一般工場労働者、季節農業労働者、鉄道工事人夫、炭坑夫、高級熟練工などの順で高くなつていたようである。例えば一八六〇年現在ノース・

カロライナの Raleigh の場合を例にとり、召使六〇——八  
〇弗、料理番七五——一〇〇弗、季節農業労働者、鉄道工事  
人夫一〇〇——一二五弗、テレホン油工二〇〇——二二五弗  
であった。Bancroft, p. 156, 157n.

④ Phillips, American Negro Slavery, p. 63, p. 272, p. 279,  
Stamp, p. 96.

(附記、本稿は昭和三十七年度文部省科学研究の一部によつ  
て作成されたものである。) (昭和三八・八・三一、脱稿)

## On the Hiring System in the Ante-Bellum South

Tetsurō. HATTORI

Most students of the southern history has accepted for a long time the view that southern slavery was a static institution during the Ante-Bellum period and in 1860 the peculiar institution was almost precisely what it had been thirty years before. Dr. Clement Eaton, however, refuted this view in his recent article, saying that it didn't take into account the substantial changes of slavery that the hiring system was effecting in the Upper South. The slave hiring system has seemed to him to have been a disintegrating force which eroded ceaselessly the base of the "peculiar institution" in the decadent stage. Because the hiring system gave greater freedom and a higher status to the hired slave and so tended to break down the rigid disciplines of the institution. Thus he emphasized the antithetical side of the hiring system to the slavery.

It seems to me, however, that Dr. Eaton's view makes too little of the fundamental economic relations between the hiring system and slavery. Originally, the practice of slave hiring was born from necessities of helping support plantations and the hired slaves were often called back to their plantations in case of need. For example, there was a remarkable decline during the last decade before the Civil war in the hiring of slaves in the textile factories of the south. Dr. Eaton's

view seems to be rather contrary to these facts. In my opinion, the practice of hiring system was not the fundamental antithesis to the peculiar institution and didn't give any significant changes on it.